

## 第4節 障害保健福祉対策

### 1 精神保健福祉センターの機能の充実・強化

#### 1 現状と課題

精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から精神障害者の社会復帰の促進と社会経済活動への参加のための援助など、精神保健福祉に関する総合的、技術的中核機関として位置付けられています。

近年の社会の複雑化に伴い、精神障害や心の健康等に関する問題が増加しています。このため、センターは、心の健康づくり等精神保健福祉に関する知識の普及や保健所及び市町村等関係機関に積極的に技術指導と技術援助を行うほか、その他医療、福祉、労働、教育、産業等の部門と緊密な連携を図り、その機能を一層充実・強化することが求められています。

#### 2 基本的目標

本県における精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進に努めます。

#### 3 施策の方向と主な施策

精神保健福祉の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ります。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
  - ア 青森県こころの健康づくり協議会の開催
  - イ 普及啓発パンフレット等の作成配付
  - ウ 精神保健福祉に関するホームページの作成
- (2) 関係機関に対する技術指導及び技術支援体制の充実
  - ア 市町村、福祉施設への技術指導及び援助
- (3) 精神保健福祉相談及び精神科クリニック体制の充実
  - ア こころの電話相談の実施
  - イ 精神科クリニックの実施
  - ウ 精神保健福祉相談の実施
  - エ 特定相談（思春期精神保健）事業の実施
- (4) 精神保健福祉関係職員に対する教育研修の実施
  - ア 精神保健福祉業務従事者に対する専門研修の開催
  - イ 精神保健福祉に関する調査研究の実施
- (5) 精神科デイ・ケアの充実
- (6) 自殺予防対策
  - ア 地域自殺予防情報センターの運営
  - イ 自殺予防事業に関する技術支援
- (7) 精神医療審査会、通院医療等判定会の開催

## 2 障害福祉対策

### 1 現状と課題

障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、平成18年10月から障害者自立支援法が施行となり、従来身体・知的・精神の各障害で別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく環境が変化しています。

また、国では平成21年12月に「障害者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で、平成22年1月から障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、「障害者制度改革のための基本的な方向」が取りまとめられました。それを踏まえ、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、障害者の定義の見直しや差別禁止の条項が加わるなど、障害者施策の更なる推進が図られたところです。

さらに、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、障害者虐待の防止のための体制整備が図られました。また、平成24年6月には障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年4月から施行されます。

県では、「新青森障害者計画」が平成24年度末をもって計画期間終了となること、障害者に関係した国内法の制定・改正等の情勢変化があり、障害者計画に盛り込む必要があることなどから、これまでの計画の結果等を踏まえ、平成25年度からの新たな計画となる「第3次青森県障害者計画」を策定することとしました。

### 2 基本理念

インクルーシブ社会の理念を踏まえ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

・副題として

「だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして」

#### ※インクルーシブ社会

「Inclusive」は、包括的な、すべてを含んだの意  
障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての障害者が国民から分け隔てられることなく、社会の一員として受け入れられ、合理的配慮や必要な支援の充足を通じて、障害の有無に関わらず地域社会で共に自立した生活が確保された社会

### 3 施策の方向と主な施策

改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、施策の柱として①「啓発・広報」②「生活支援」③「生活境」④「教育・育成」⑤「雇用・就業」⑥「保健・医療」⑦「情報・コミュニケーション」⑧及び「スポーツ・文化・芸術活動」を盛り込み、「共生」・「自立」・「安心」をキーワードに、施策の推進を図ります。

また、障害者虐待防止法が平成24年10月1日施行されたことから、障害者虐待防止の視点を取り入れるとともに、障害者の防災対策の視点も取り入れることとしました。

### 4 施策の柱とその具体的な内容

(1) 障害者の理解促進と共生【共生社会づくり】

ア 障害者の理解促進

- イ 広報・啓発活動
- (2) 生活支援の充実【地域で生活するための支援】
  - ア 利用者本位の生活支援体制の整備
  - イ 障害者の権利擁護の推進（虐待防止体制の整備）
  - ウ 障害福祉サービスの充実
  - エ 地域生活支援サービスの充実
  - オ 人材の確保と質の向上
  - カNPO、ボランティア等広範な市民活動の推進
- (3) 生活環境の充実【地域で生活するための環境づくり】
  - ア 福祉のまちづくりの推進
  - イ ユニバーサルデザインの普及
  - ウ 移動・交通対策の推進
  - エ 防災・防犯・交通安全対策の推進（災害時要援護者の防災）
- (4) 保健・医療の充実【地域で生活するための保健・医療の支援】
- (5) 教育の充実【障害児に対する適切な教育への支援】
  - ア 特別教育の充実
  - イ 特別支援教育や障害児に対する理解・啓発の推進
  - ウ 特別支援教育担当教員等の資質の向上
- (6) 雇用・就業の促進【地域で生活するための就労、就労等の支援】
  - ア 雇用の促進と職場定着
  - イ 障害者の職業能力開発の推進
  - ウ 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化
- (7) 情報バリアフリー化の推進【地域で生活するための情報支援】
  - ア 情報バリアフリー化の推進
  - イ 手話通訳者や要約筆記者等の養成充実
- (8) スポーツ・文化・芸術活動への参加促進【地域で生活するための活動支援】

主な施策については、「第3次青森県障害者計画（仮称）」を踏まえ、具体的な施策を推進します。